資料４

広域地方計画の策定等に向けた各委員のご意見について（案）

１．大都市圏に求められる課題について

○　大都市圏は、都府県・市区町村の行政エリアを超えて市街地が連たんし、ストックとして巨大な人口・機能の集積を抱えている。このような特性に着目し、次のような課題について検討することが必要ではないか。

①　行政区域を超えて市街地が連たんしていることを踏まえ、緑地保全、環境対策、廃棄物処理など、広域調整が必要な課題への取組み（利害調整、負担調整等）

②　規模、影響力の大きさ等を踏まえ、広域的に対処すべき課題への取組み（広域・根幹的インフラ整備、国際拠点づくり、国際競争力のある活力エンジンの形成、大規模災害への対応、日本の顔としての景観形成等）

○　①、②については、例えば福岡、広島、仙台、札幌等の地方中枢都市圏でも同様の検討が必要ではないか。

２．首都圏ゆえに求められる課題について

○　首都圏については、１．の①、②のような都市圏としての課題に加え、政治、経済、文化等の中枢機能が集積している地域として、治安、高度な防災・危機管理対策、バックアップ機能の充実等への対応が求められるのではないか。

３．広域的課題に対する調整の枠組みについて

○　都府県・市町村の行政エリアを超えた広域的・総合的な取組みが必要となる課題（水・緑の保全、形成等）に的確に対処するため、関係者の合意形成の仕組み（調整の動機付け）、負担調整の仕組み等を検討すべきではないか。

○　多様な主体が参加する協議会による計画策定の実効性を確保するためには、問題解決を促す基金を用意する、議論しても合意ができない場合は第三者が裁定する、などの仕組みをあらかじめ定めておくことが考えられるのではないか。

○　政府部門の役割は、公共財の供給者として責任をもって実施すること（又は実施しないこと）を明らかにするとともに、そのための調整・合意手続きを確保することが重要ではないか。

４．我が国経済を牽引する活力エンジンの形成について

○　今後の人口減少・高齢化やアジア諸国の成長の中で、我が国が経済活力を維持していくためには、大都市圏、地方圏それぞれが、地域の特性を活かしつつ、国際競争力のある産業の育成や地域経済の活性化などの課題に自立的・主体的に取り組む必要があるのではないか。

○　大都市圏については、産業政策に加え、人口・産業・インフラの集積を活用しつつ、各種施策を総合的に実施することにより、国際競争力のある産業が伸びることができる環境を形成する必要があるのではないか。

○　東京、大阪、名古屋等の大都市圏に人口や経済活動が集積し、コンパクトな国土構造を持つ我が国の特徴をさらに引き出すためには、とりわけ人口枢密地域の環境面を含めた社会基盤整備を行うことが重要ではないか。

○　今後の経済活力の活性化のためには、環境調和型、省エネ型モデルの追求、物流・人流コストの削減、災害に強い経営基盤の構築、次世代の人材育成が課題となるのではないか。

○　圏域内の各都市圏については、それぞれの地域資源を活用し、経済の活性化、雇用の確保等を図っていくことが必要ではないか。

５．広域的な土地利用の再構築について

○　大都市圏の郊外部は、都市の成長に伴い、外縁が著しく拡大した結果、長距離通勤が常態化する一方、低密度で雑然とした市街地が形成されてきたのではないか。近年では、人口の都心回帰・郊外部の人口減少がみられ、以下のような課題に対処する必要があるのではないか。

（空間利用）

・　大都市圏のベッドタウンとしての役割を果たしてきた郊外部では、条件の悪い住宅地等での居住者の減少、空き家・空き地が増加する地域が見られる。人口減少社会・高齢化社会を迎え、将来的には、空き家・空き地の増加の進行により居住者がまばらになってしまう地域、高齢化が急速に進展する地域等が生ずることが予想される。このような地域をこのまま放置した場合、活力低下、行政の非効率化、税収減少による自治体財政の悪化等を招くおそれがあるのではないか。

（緑地等）

・　郊外部における宅地開発の継続により、依然として自然林・湿地などの自然環境、緑地が消失し続けており、これらの持つ「生物多様性保全の場提供」「人と自然とのふれあいの場提供」「良好な景観提供」等の機能が失われ、社会的に大きな損失を与えているのではないか。

（安全）

・　住宅事情の逼迫していた大都市圏においては、水害履歴地、がけ付近地等の災害リスクの高い地域への宅地等の立地などにより、被災可能性の高い地域が多く形成されており、防災施設整備の必要量の増加など社会コストの増高を招いているのではないか。

○　大都市圏中心部においては、以下のような課題に対処する必要があるのではないか。

（空間利用）

・　大都市圏中心部では、マンション等への土地利用転換が進展しているものの産業構造変化等に伴い発生した沿岸部等の低・未利用地の存在、低密度・無秩序な土地利用

による質の低い市街地の存在（密集市街地、低密度利用の街区形成等）、郊外への人口移動による中心地区の空洞化・活力低下などの問題が見られるのではないか。また、道路、鉄道等の公的インフラに比べ、建築物等の私的インフラの整備が不十分であり、魅力的な居住ストックが少ないのではないか。

（安全）

・　住宅事情の逼迫していた大都市圏においては、密集市街地、ゼロメートル地帯等被災可能性の高い地域が多く存在しているのではないか。

○　大都市圏のこれらの課題に対処するためには、都府県境を超えて市街地が連たんしていることなどから、各地方公共団体の個別の対応に任せていたのでは限界があり、関係する国、地方公共団体、地域住民等が合意を形成する仕組みが必要ではないか。

具体的には、

・　大都市圏中心部への通勤圏程度の広域を対象に、
・　関係する国、地方公共団体、地域住民等が協議して、
・　土地利用・空間形成や人口・機能配置についての基本認識（※）を共有し、
・　即地的に大まかな将来像（マスタープラン）を描き、
・　その実現のために行動計画を作成し役割分担・協働して取り組む

等の対応が考えられるのではないか。また、その実効性を高める仕組みの検討が必要ではないか。

（※）基本認識の例

・　緑地・自然地をこれ以上減らさない。緑地・自然地を先取り的に保全する。経済発展と環境保全を対等な価値として認識する。
・　市街地をこれ以上拡散させない（脱スプロール）。業務・住宅に必要な空間は、都市基盤の整備がなされた既存の計画的市街地の有効高度利用によって生み出す。街区・集落のストック化を図る。
・　危険なところ、社会的コストが高いところには住まない。
・　環境持続性、経済・財政持続性両方から見て、郊外（ハザード）地区からの「計画的撤退」、中心市街地の「街区再構築」のツイン政策により、「人口が半減なら、市街地も半減」を打ち出す。（第１回委員会林良嗣委員長資料）

○　土地利用の修復に係る施策については、人口推移、社会経済情勢の変化等をふまえ、時宜に応じた対応策の実施（当面及び人口減少が顕著となる 10 年後、さらに世帯数が減少を始める 20 年後など段階を区切っての対応）が必要ではないか。また、首都圏、近畿圏、中部圏で問題状況、対応が異なるのではないか。

６．緑地保全について

○　これまで緑地が保全されている場所は法律等に根拠があり、国及び地方自治体がそれを活かして積極的に取り組んでいるところである。大都市圏において取りまとめられた緑のグランドデザインを活かし、広域的な緑地保全についての法の枠組み等を整え、地域の取り組みを支援することが必要ではないか。

○　これまでの都市環境インフラのグランドデザインは保全型だが、広域的環境資源（例：東京湾）の持続的維持に向けた都市環境インフラの再生・創出に資する視点が必要で

はないか。

○　緑地の保全・創出について何らかのインセンティブが働くシステムの検討が必要ではないか。例えば流域圏に着目し受益と負担の関係を整理するなどの取り組みが求められるのではないか。

○　都市圏の維持（緑地、水資源等）のために依存する責任範囲を想定し、広域的な財政負担調整の仕組みを検討すべきではないか。

○　従来は公害問題等を背景に環境に対する規制等がなされてきたが、今後は、ヒートアイランド問題、CO_2 問題、生物多様性の確保など地球環境問題への積極的取り組みが必要ではないか。

○　広域地方計画協議会などの広域的な枠組みにおいて、緑の保全・創出のための財源、責任分担等の検討を行い、緑地保全のアクションプログラムを策定し、進行管理を行うといった具体的な取り組みが必要ではないか。

７．新たな公共財供給の仕組み

○　都市の多様かつ高度なビジネスニーズに柔軟に対応するためには、きめ細かなニーズ把握とともに、国民の自発的な支払い（寄付）によって公共財供給の財源を調達するシステムの検討が有効ではないか。その際、一定のシードマネーが呼び水となり、受益者からの負担を促すことが可能となるのではないか。

（以上）